

# 伊是名村簡易水道事業

## 令和 8 年度 水質検査計画



### 目 次

1. はじめに
2. 基本的な方針
3. 水道事業の概要
4. 水道の原水及び水道水の状況
5. 水質検査地点
6. 水質検査項目及び検査頻度
7. 臨時の水質検査
8. 水質検査の方法
9. 水質検査計画及び検査結果の公表
10. 水質検査の精度と信頼性保証
11. 関係者との連携

## 1. はじめに

- (1) 水道法施行規則の改正(平成 16 年 4 月 1 日)により、水道事業者は水源種別、過去の水質検査結果及び水質管理上留意すべき事項などを総合的に検討し、自らの判断により水質検査等の内容を定めた「水質検査計画」を策定することが義務づけられました。また、水質検査計画は毎事業年度の開始前に需要者に対して公表することとされています。
- (2) 水質検査計画は、毎事業年度開始前に策定することとされており、これに基づき令和 8 年度伊是名村の水質検査計画を以下のとおり策定しましたので公表します。

## 2. 基本的な方針

水質検査には、水質基準に適合しているかどうかを判断するための検査と、原水から浄水処理、送・配水に至るまでの一連の水質管理の状況を確認するための検査があります。

水質検査計画は、水質基準への適合を確認するための水道法第 20 条に基づく水質検査について作成するものですが、原水等の水質検査や水質管理目標設定項目など水質基準以外の項目についても、その重要性から水質検査計画に位置づけて検査を行います。

### (1) 検査地点について

水質基準が適用される給水栓(蛇口)4地点とします。

### (2) 検査項目について

水道法で検査が義務付けられている水質基準項目と水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目および水道水がより安全で良質であることを確認するために本村が独自に行う水質項目とします。

### (3) 検査頻度について

- ① 水道法に基づく「毎日検査」及び「毎月検査」を給水末端の蛇口において行います。
- ② 伊是名浄水場が新設され(令和4年 8 月供給開始)、令和 5~7 年度は基本頻度(年 4 回の全項目検査)で検査を実施したが、令和8年度は3年間の結果を基に検査頻度を決定します。また、水質基準項目の見直しにより令和8年4月から「ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)」が追加されたため年 1 回の検査を実施します。
- ③ 水質管理目標設定項目(26 項目)については、その中から必要な検査対象項目を選定して年 1 回行います。

### 3. 水道事業の概要

- (1) 本村は沖縄本島の北に浮かぶ離島で、伊是名島、屋那覇島、具志川島、降神島から形成される群島であります。唯一の有人島である伊是名島の総面積は約 15km<sup>2</sup>です。
- (2) 本村の水道は、貯水池と井戸及び海水を水源として、伊是名浄水場で浄水処理したあと村内全域に給水しています。
- (3) 配水系統については、伊是名配水池、勢理客配水池及び内花配水池の経由を含む4系統により村内5地区に給水しています。
- (4) 令和6年度における給水状況は次表のとおりです。

項目	内容
給水区域	村内全域
給水人口	1,215 人
普及率	100 %
給水戸数	768 件
計画一日最大給水量	800 m <sup>3</sup>
一日最大給水量	885 m <sup>3</sup>
一日平均給水量	667 m <sup>3</sup>

#### (5) 浄水場の概要

本村には浄水場が1ヶ所あります。その概要は次表のとおりです。

浄水場名	伊是名浄水場
所在地	伊是名村字仲田 314 番地 4
原水の種類	①天城ダム ②メンナーダム ③地下水(3号井戸) ④地下水(2号井戸)
処理能力(m <sup>3</sup> /日)	803
浄水処理方法	海水淡水化(RO)膜処理 MF 及び RO 膜処理
施設概要	沈澱池 : 4 池、 緩速ろ過池 : 3 池、 自家発電設備 遠方監視設備

### 4. 原水及び水道水の状況

#### (1) 原水の状況

- ① 昭和 61 年に天城ダムを建設し、その後地下水を開発したが、特に地下水については蒸発残留物、硬度、鉄などが比較的高く水質悪化が懸念されたため、水質改善施設として平成 9 年度に硬度低減化施設を導入しました。
- ② 沖縄県では、沖縄本島と離島との水道サービスの格差(水道水の質、量、料金など)を解消し、離島における定住条件の向上を図ることを目的として、水道広域化(県企業局による水道用水供給事業の拡大)に取り組んでおり、浄水場等の施設整備を進めています。それに

伴い伊是名村では伊是名浄水場が新設され、令和4年8月に供給を開始しました。  
 広域化事業により、水源・取水施設・浄水施設・送水施設を県企業局が管理・運営することとなりました。

(2) 水道水の状況

新設した伊是名浄水場において適正な浄水処理を行っており、全給水地域において水質基準に適合した安全な水道水を給水しています。

## 5. 検査地点

(1) 給水末端について

配水系統末端の4ヶ所の蛇口を検査地点とします。

(2) 検査地点総括表

分類	検査地点
給水末端	① 臨海ふれあい公園(仲田区・諸見区) ② 明地原公園(勢理客区) ③ 伊是名ビーチ(伊是名区) ④ 内花漁港(内花区)

## 6. 水質検査項目と検査頻度

(1) 水質基準が適用される、蛇口(給水末端)における水質検査項目と検査頻度

① 毎日検査

法令に基づく3項目(色、濁り、消毒の残留効果)の検査を1日1回行います。(表2)

② 毎月検査

水質基準52項目(表1)の中からNo.1, 2, 39, 47~52(省略不可9項目)について毎月検査を行います。

③ 年4回検査

水質基準52項目(表1 P8)の中からNo.10, 22~32の12項目は消毒剤および消毒副生成物として、No.13は海水を原水としているため、No.37, 41は、過去3年間の結果が基準値の1/2以下であるため年4回の検査を行います。また、勢理客漁港と伊是名漁港において、No.35について過去3年間の結果を基に年4回の検査を行います。

④ 年1回検査

水質基準52項目(表1 P8)のうち、上記②③以外の項目については、その濃度が基準値の1/10以下の場合には3年に1回、(1/5以下の場合には1年に1回)まで検査頻度を緩和できるとされているが、水質が安定して良好であることを確認するため、検査頻度を減らさずに年1回の検査を行います。

(2) 本村が水質管理上独自に行う水質検査項目と検査頻度

- ① 表3の水質管理目標設定項目(26項目)のうち、浄水の検査項目の設定に関しては、厚生労働省健康局水道課長通知の第3「水質管理目標設定項目に係る留意事項について」(平成15

年 10 月 10 日付)を参考にして以下のとおり年 1 回行います。

また、従属栄養細菌については、浄水処理過程や消毒過程での細菌の挙動の評価、配水系における塩素の消失や水の滞留状況の評価に活用するため、一般細菌と併せて年 4 回の検査を行います。

検査場所	浄水項目
給水末端 4 ヶ所	16

- ② 要検討項目の見直しにより、「ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)」が令和 2 年 4 月 1 日から追加されたため、浄水 4 ヶ所で年 1 回の検査を実施します。

## 7. 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- (1) 水源の水質が著しく悪化したとき
- (2) 水源に異常があったとき
- (3) 水源付近及び給水区域周辺において消化器系感染症が流行ったとき
- (4) 浄水過程に異常があったとき
- (5) 管路工事及びその他水道施設が著しく汚染された恐れがあるとき
- (6) その他、特に必要があると認めたとき

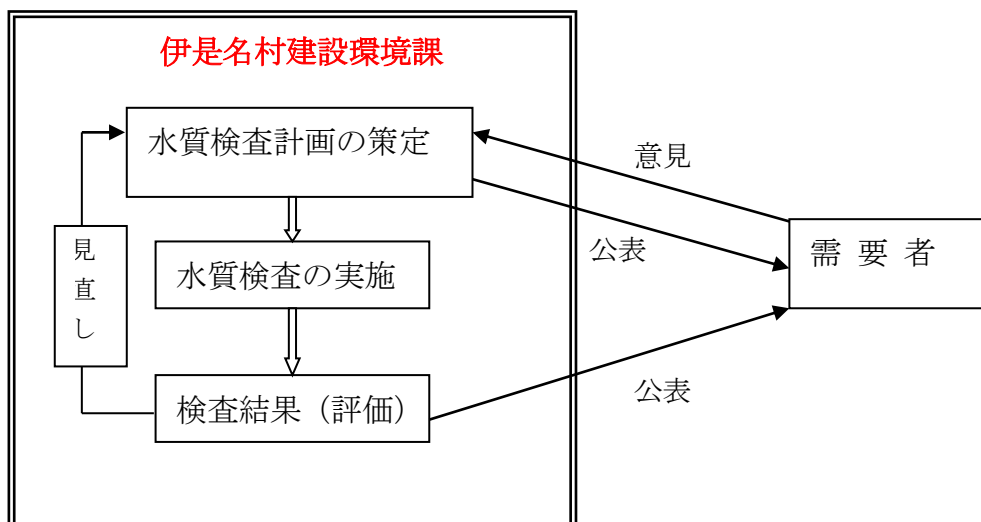
なお、検査項目は水質基準 50 項目および必要に応じた項目(農薬等)について行います。

## 8. 水質検査方法

- (1) 法令に基づく毎日検査については、自己検査とします。
- (2) 法令に基づく毎月検査および水質基準項目、水質管理目標設定項目等の検査については、国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関への委託検査とします。
- (3) 水質基準項目等の検査方法については、国が定めた水道水の検査方法に基づいて行います。その他の検査方法は、上水試験方法(日本水道協会)等に基づいて行います。

## 9. 水質検査計画及び水質検査結果の公表

- (1) 水質検査計画は毎年度作成し公表します。
- (2) 公表した水質検査計画に基づき水質検査を行い、その結果については、本村のホームページや広報誌等を利用して速やかに公表します。
- (3) 次年度の水質検査計画の策定に当たっては、本年度の検査結果を評価・見直しすると同時に需要者の皆様からのご意見、要望等を反映して水質検査計画を作成します。



水質検査計画の概念図

## 10. 水質検査の精度と信頼保証

水質検査の実施に当っては、その精度管理と信頼性の保証が重要であることから、本村としては次のことに留意して国土交通大臣及び環境大臣登録水質検査機関に委託することとしています。

### (1) 精度管理の評価

- ① 基準値及び目標値の 1/10 の定量下限が得られ、基準値及び目標値の 1/10 付近の測定において、変動係数 (CV) が金属類では 10% 以下、有機物では 20% 以下の水質検査が出来ること。
- ① 毎年、環境省及び全国給水衛生検査協会が実施する外部精度管理において高い評価を得ていること。

### (2) 検査体制の確認

- ① 経験豊富な分析技術者など人材が十分に確保されていること。
- ② 高度の分析機器が整備されていること。

### (3) 信頼保証体制の確認

- ① ISO を取得していること。
- ② 特定計量証明事業者認定などを取得していること。
- ③ 信頼保証部門と水質検査部門に各責任者を配置して組織体制が十分に機能していること。

ISO とは、International Organization for Standardization の略で国際標準化機構の意味。

ISO9001 とは、品質保証及び顧客サービスに関する国際規格。

ISO14001 とは、環境マネジメントに関する国際規格。

### (4) 臨時の検査及び緊急時の検査体制

- ① 水質汚染事故等に対して即対応できる体制にあること。
- ② 検査結果については、水質基準項 51 項目を 24 時間以内に提出可能であること。

### (5) 水質管理、浄水処理及び水道施設全般の管理等について指導、助言が可能であること。

## 11. 関係者との連携

水道に関わる水質事故等が発生した場合には、関係課と情報交換を図りながら現場調査や水質検査等を行い、適切な措置を迅速に実施することにより常に安全な水道水の供給に努めます。

問い合わせ先:伊是名村役場建設環境課

住 所 :〒905-0695

伊是名村字仲田 1687 番地 22

電 話 :0980-45-2004

FAX :0980-50-7011